

# 第169期定時株主総会 招集ご通知

## ■開催概要

<日時>

平成28年6月29日（水）

午前10時

<場所>

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

東京証券会館 8階ホール

（会場を変更しておりますので、ご来場の際は、  
末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照  
いただき、お間違えのないようご注意ください。）

## ■目 次

第169期定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	3
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告	33

### 株主総会参考書類

#### 議案および参考事項

第1号議案	剰余金の処分の件	37
第2号議案	取締役8名選任の件	38
第3号議案	監査役3名選任の件	43
第4号議案	当社株式の大量取得行為に関する 対応策（買収防衛策）更新の 件	45

### 株主総会会場ご案内図

澁澤倉庫株式会社

証券コード 9304

株主の皆様へ

東京都江東区永代二丁目37番28号

澁澤倉庫株式会社

取締役社長 今井 恵一

## 第169期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第169期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号  
東京証券会館 8階ホール  
**（会場を変更しておりますので、ご来場の際は、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）**
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第169期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第169期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役8名選任の件
  - 第3号議案 監査役3名選任の件
  - 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.shibusawa.co.jp/ir/event.html>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.shibusawa.co.jp/ir/event.html>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に景気は緩やかな回復基調で推移したものの、中国や新興国経済の減速に加え、円高・株安傾向に転じるなど先行き不透明な状況となりました。

このような経済情勢にあつて、物流業界では輸出入貨物の取扱いが低調に推移したほか、国内貨物の荷動きにも大きな改善がみられませんでした。不動産賃貸業界では都市部におけるオフィスビルの空室率はわずかに改善しているものの、賃料相場は小幅な上昇に留まりました。

こうした事業環境のもと、当社グループは、中期経営計画「Step Up 2016」の事業戦略を着実に進めてまいりました。物流事業においては、消費財を中心とした物流一括受託業務や流通加工業務の拡販のほか、国内外の拠点における新規営業活動に努めてまいりました。また、不動産事業においては、既存施設の計画的な保守および改良工事を実施し、安定的な収益基盤の維持に努めました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は、不動産事業が堅調に推移したほか、物流事業において消費財の取扱いが増加したことで輸配送業務や流通加工業務が好調だったことに加え、物流施設賃貸収入が増加し、前期比17億1百万円(3.1%)増の567億6千2百万円となりました。営業利益は、物流事業の増収効果により、同9千万円(3.4%)増の27億7千万円となりました。経常利益は、受取配当金等は減少したものの、営業利益の増加により、同2千4百万円(0.9%)増の27億1千4百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益については、前期にあつた固定資産の譲渡に伴う特別利益がなくなったことにより、同3億1千3百万円(15.7%)減の16億8千1百万円となりました。

なお、当社個別の営業収益は494億3千2百万円(前期比3.9%増)、営業利益は24億1百万円(同2.4%増)、経常利益は23億7千2百万円(同0.4%増)、当期純利益は15億2千5百万円(同16.5%減)となりました。

当社グループのセグメントの概況は、次のとおりでございます。

## ① 物流事業

**倉庫業務**は、新倉庫の建設に伴い取扱いが増加したほか、飲料や化粧品等の消費財の流通加工業務が好調に推移したことにより、営業収益は前期比7億4千4百万円（7.4%）増の107億4千9百万円となりました。

**港湾運送業務**は、輸出入貨物の取扱いが減少したことにより、営業収益は前期比2億9千8百万円（5.1%）減の55億3千2百万円となりました。

**陸上運送業務**は、日用品や飲料の輸配送業務が伸長したほか、引越業務の取扱いが増加したことにより、営業収益は前期比8億1千4百万円（2.9%）増の286億2千8百万円となりました。

**国際輸送業務**は、海上貨物および航空貨物ともに取扱いが低調に推移し、営業収益は前期比3億3千2百万円（8.4%）減の36億3千1百万円となりました。

**その他の物流業務**は、昨年稼働した施設の物流施設賃貸収入が増加したことに加え、テナント仕様への追加工事に伴う付加賃料の一括収受があったことにより、営業収益は前期比7億4千6百万円（41.6%）増の25億4千1百万円となりました。

この結果、**物流事業全体**の営業収益は前期比16億7千4百万円（3.4%）増の510億8千4百万円となりました。営業費用は、新倉庫稼働に伴う減価償却費等が増加したほか、施設賃貸におけるテナント仕様への追加工事費や取扱増に伴う作業費の増加により、前期比15億2千2百万円（3.2%）増の493億8千5百万円となりました。以上により、営業利益は前期比1億5千1百万円（9.8%）増の16億9千8百万円となりました。

## ② 不動産事業

前期の施設譲渡により不動産賃貸収入が減少した一方、施設のフル稼働に伴う空調等の付帯料収入が増加したほかビルメンテナンス収入や役務収入が増加し、営業収益は前期並みの57億5千9百万円となりました。営業費用は、ビルメンテナンス業務等に伴う作業費が増加し、前期比3千5百万円（1.2%）増の30億6千4百万円となりました。以上により、営業利益は前期比3千2百万円（1.2%）減の26億9千4百万円となりました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

監査報告

株主総会参考書類

企業集団の事業セグメント別営業収益

区 分	当期（第169期） （平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで）		前期（第168期） （平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで）		前 期 比 額 （△は減）	前 期 比 率 （△は減）
	営業収益	構成比	営業収益	構成比		
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
物 流 事 業	51,084	89.9	49,409	89.6	1,674	3.4
不 動 産 事 業	5,759	10.1	5,756	10.4	2	0.0
計	56,843	100.0	55,166	100.0	1,677	3.0
セグメント間の内部営業収益又は振替高	△80	—	△105	—	24	—
連 結 営 業 収 益 合 計	56,762	—	55,061	—	1,701	3.1

物流事業セグメントの業務別営業収益

区 分	当期（第169期） （平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで）		前期（第168期） （平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで）		前 期 比 額 （△は減）	前 期 比 率 （△は減）
	営業収益	構成比	営業収益	構成比		
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
倉 庫 業 務	10,749	21.1	10,004	20.3	744	7.4
港 湾 運 送 業 務	5,532	10.8	5,831	11.8	△298	△5.1
陸 上 運 送 業 務	28,628	56.0	27,814	56.3	814	2.9
国 際 輸 送 業 務	3,631	7.1	3,964	8.0	△332	△8.4
そ の 他 の 物 流 業 務	2,541	5.0	1,795	3.6	746	41.6
物 流 事 業 合 計	51,084	100.0	49,409	100.0	1,674	3.4

（注）上記の営業収益は、「セグメント間の内部営業収益又は振替高」を含んでおります。

## (2) 設備投資の状況

- ① 当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は49億1百万円（支払いベース）であります。
- ② 当連結会計年度中の主要な設備投資案件は、次のとおりであります。  
当連結会計年度中に完成した主要設備  
物流事業 当社 大阪支店 茨木営業所 第Ⅱ期新倉庫建設  
（大阪府茨木市 鉄骨造4階建、延床面積約20,000㎡、平成27年5月竣工）

## (3) 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額50億円のコミットメントライン契約を締結しております。

招集し通知

事業報告

連結計算書類

監査報告

株主総会参考書類

#### (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用や所得の改善が見込まれる一方、円高の影響による輸出環境の悪化が懸念されるなど、先行き不透明な状況が続くものと思われま

す。このような事業環境のもと、当社グループは、収益性と成長性で現状より一段高いレベルを達成し、「高い効率性と特色に富んだ物流企業」となることを目指した中期経営計画「Step Up 2016」で掲げた目標を創業120周年となる2016年度（平成28年度）に必達すべく事業を展開中であります。

物流事業における収益力向上と成長力強化、不動産事業における安定的利益基盤の拡大を目指し、以下の課題に取り組んでまいります。

- ① 物流センター一括受託業務の更なる拡大
- ② 物流サービスの付加価値向上
- ③ 物流事業と不動産事業の融合による新たな付加価値の創造
- ④ 海外拠点の拡充と既存海外拠点の業域の拡大
- ⑤ 不動産事業の収益性確保
- ⑥ 経営基盤の強化

当社グループでは、事業の成長は堅固な経営基盤の上に成り立つとの認識から、財務体質の改善、事業インフラの整備、人材育成の強化に取り組んでまいります。また、コンプライアンスの徹底、コーポレート・ガバナンスの強化により経営品質を向上させていくほか、環境問題への取組として事業活動における環境負荷の低減に努めます。加えて、積極的なディスクロージャーを展開し、株主・投資家はもとより、広く社会の方々に当社グループの経営戦略をお伝えしてまいります。

厳しい事業環境ではございますが、お客様や社会から確かな信頼を得られる企業であり続けることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第166期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第167期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第168期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第169期 当連結会計年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
営 業 収 益 (百万円)	53,399	54,689	55,061	56,762
経 常 利 益 (百万円)	2,476	2,385	2,689	2,714
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,106	1,263	1,995	1,681
1株当たり当期純利益 (円)	14.55	16.62	26.25	22.12
総 資 産 (百万円)	87,277	90,968	98,021	91,405
純 資 産 (百万円)	34,227	35,936	39,631	39,646

(注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目名称を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

### ② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第166期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第167期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第168期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第169期 当事業年度 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
営 業 収 益 (百万円)	46,559	47,343	47,564	49,432
経 常 利 益 (百万円)	2,304	2,141	2,362	2,372
当 期 純 利 益 (百万円)	1,076	1,154	1,826	1,525
1株当たり当期純利益 (円)	14.16	15.19	24.03	20.06
総 資 産 (百万円)	79,497	82,524	88,868	82,294
純 資 産 (百万円)	32,018	33,353	36,411	36,547

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
澁澤陸運(株)	80	100.0	貨物自動車運送業、倉庫業
大宮通運(株)	45	72.9	貨物自動車運送業、倉庫業
日正運輸(株)	100	100.0	貨物自動車運送業、倉庫業
北海澁澤物流(株)	90	100.0	貨物自動車運送業、倉庫業
	百万HK\$		
澁澤(香港)有限公司	10	100.0	輸出入貨物の取扱事業、倉庫業

(注) 1. 大宮通運(株)、北海澁澤物流(株)および澁澤(香港)有限公司における当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権の個数も合わせて算出しております。

2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社を含む計8社であります。

(7) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

区分	主要な事業内容	
物流事業	倉庫業務	寄託を受けた貨物の倉庫保管、庫入・庫出作業および付帯業務
	港湾運送業務	港湾における船内荷役、沿岸荷役、はしけ運送、上屋保管およびこれらに伴う荷捌業務
	陸上運送業務	国内における貨物自動車運送業務および付帯業務
	国際輸送業務	国際一貫輸送業務、国際航空貨物運送業務および付帯業務
	その他の物流業務	物流施設賃貸業務、海上運送業務、通運貨物の取扱いおよび付帯業務
不動産事業	オフィスビル等の賃貸および不動産管理等の業務	

(8) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 江 東 区	横 浜 支 店	神 奈 川 県 横 浜 市
広 域 営 業 部	東 京 都 江 東 区	北 関 東 支 店	埼 玉 県 さ い た ま 市
営 業 開 発 部	東 京 都 江 東 区	中 部 支 店	愛 知 県 小 牧 市
国 際 営 業 部	東 京 都 江 東 区	大 阪 支 店	大 阪 府 大 阪 市
不 動 産 部	東 京 都 江 東 区	神 戸 支 店	兵 庫 県 神 戸 市
引 越 営 業 支 店	東 京 都 江 戸 川 区	中 国 ・ 九 州 支 店	福 岡 県 糟 屋 郡
東 京 支 店	東 京 都 江 東 区	—	—

(注) 1. 東京支店は、平成27年7月6日付をもって、東京都江東区永代二丁目37番28号に移転しました。

2. 不動産部は、平成28年2月15日付をもって、東京都江東区永代二丁目37番28号に移転しました。

② 重要な子会社

名 称	本 社 所 在 地	主 要 な 営 業 拠 点
澁 澤 陸 運 (株)	東 京 都 江 東 区	東京、神奈川、千葉、埼玉、群馬、愛知、福井、大阪、兵庫、山口
大 宮 通 運 (株)	埼 玉 県 さ い た ま 市	埼玉
日 正 運 輸 (株)	東 京 都 中 央 区	北海道、新潟、東京、大阪、兵庫、福岡、宮崎
北 海 澁 澤 物 流 (株)	北 海 道 札 幌 市	北海道
澁 澤 ( 香 港 ) 有 限 公 司	香 港	香港

招集し通知

事業報告

連結計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(9) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
物流事業	1,016名（73名）	21名増（1名減）
不動産事業	29名（1名）	1名増（1名）
計	1,045名（73名）	22名増（1名減）
全社（共通）	56名（1名）	3名減（1名）
合計	1,101名（73名）	19名増（1名減）

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
480名（19名）	11名増（2名増）	41歳0ヵ月	16年3ヵ月

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
シンジケートローン	15,750 百万円
(株) みずほ銀行	3,348
日本生命保険(株)	3,000
(株) 日本政策投資銀行	1,633
(株) 埼玉りそな銀行	1,322
第一生命保険(株)	1,000
農林中央金庫	719
三井住友信託銀行(株)	617

(注) シンジケートローンは、(株)みずほ銀行を主幹事とするその他23行によるものであります。

招集通知

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 240,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 76,088,737株（自己株式62,702株を含む）  
 (3) 単元株式数 1,000株  
 (4) 株主数 3,504名  
 (5) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
(株) ドンキホーテホールディングス	7,241千株	9.5%
東京海上日動火災保険(株)	6,340	8.3
清水建設(株)	3,749	4.9
みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行(株)	3,748	4.9
(学) 帝京大学	2,075	2.7
中央不動産(株)	2,058	2.7
(株) 埼玉りそな銀行	2,000	2.6
損害保険ジャパン日本興亜(株)	1,870	2.5
日本ゼオン(株)	1,670	2.2
第一生命保険(株)	1,436	1.9

(注) 持株比率は自己株式（62,702株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
※ 取締役 会長	笠原 伸次	全社業務総攬
※ 取締役 副会長	齋藤 秀一	ガバナンス関連事項担当
※ 取締役 社長 兼 社長 執行役員	今井 恵一	
※ 取締役 専務 執行役員	柏原 治樹	不動産営業・管理部門管掌、コンプライアンス・内部統制担当
取締役 常務 執行役員	真鍋 雅信	大阪支店長
取締役 常務 執行役員	大隅 毅	物流営業部門管掌
取締役	松本 伸也	丸の内総合法律事務所 パートナー代表弁護士 ㈱インプレスホールディングス 社外監査役 大平洋金属㈱ 社外取締役
取締役	坪井 鈴児	㈱リンコーコーポレーション 特別顧問
常勤 監査役	川上 芳夫	
監査役	福嶋 邦雄	
監査役	庄籠 一允	庄籠税理士事務所 税理士
監査役	志々目 昌史	志々目法律事務所 弁護士 ㈱横河ブリッジホールディングス 社外監査役
監査役	松波 寛	

(注) 1. ※印は代表取締役であることを示しております。

2. 取締役松本伸也および坪井鈴児の両氏は、社外取締役であります。

なお、当社は取締役松本伸也および坪井鈴児の両氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 監査役庄籠一允、志々目昌史および松波寛の3氏は、社外監査役であります。

なお、当社は監査役庄籠一允、志々目昌史および松波寛の3氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 監査役庄籠一允氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 取締役松本伸也、坪井鈴児の両氏および監査役庄籠一允、志々目昌史、松波寛の3氏は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」に規定する独立委員会委員であります。

6. 取締役大隅毅および坪井鈴児の両氏は、平成27年6月26日開催の第168期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。

招集し通知

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(ご参考)

取締役兼務執行役員以外の執行役員は、以下のとおりとなっております。

(平成28年4月1日現在)

会社における地位	氏名	担当
常務執行役員	和田康政	東京支店長
常務執行役員	増田裕宣	神戸支店長
上級執行役員	梶原隆	国際営業部長
上級執行役員	工藤慎二	総務部長
執行役員	山口輝明	引越営業支店長
執行役員	大橋弘幸	不動産部長
執行役員	門澤秀樹	環境・品質管理室長
執行役員	星正俊	経理部長

## (2) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額
取締役	8名	198百万円
監査役	5名	40百万円
合計	13名	238百万円

- (注) 1. 平成18年6月29日開催の第159期定時株主総会において、取締役報酬額を「年額350百万円以内（使用人分給与を含まない）」、監査役報酬額を「年額50百万円以内」とご承認いただいております。
2. 人数および報酬等の額には、社外取締役2名および社外監査役3名に対する報酬等の総額25百万円が含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役松本伸也氏は、丸の内総合法律事務所のパートナー代表弁護士であります。当社と丸の内総合法律事務所との間には特別の関係はありません。

取締役坪井鈴児氏は、㈱リンコーコーポレーションの特別顧問であります。当社と㈱リンコーコーポレーションとの間には特別の関係はありません。

監査役庄籠一允氏は、庄籠税理士事務所の税理士であります。当社と庄籠税理士事務所との間には特別の関係はありません。

監査役志々目昌史氏は、志々目法律事務所の弁護士であります。当社と志々目法律事務所の間には特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役松本伸也氏は、(株)インプレスホールディングスの社外監査役および大平洋金属(株)の社外取締役を兼務しております。当社と(株)インプレスホールディングスおよび大平洋金属(株)の間には特別の関係はありません。

監査役志々目昌史氏は、(株)横河ブリッジホールディングスの社外監査役を兼務しております。当社と(株)横河ブリッジホールディングスとの間には特別の関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（19回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役松本伸也	16回	84.2%	—	—
取締役坪井鈴児	13回	86.7%	—	—
監査役庄籠一允	17回	89.5%	13回	92.9%
監査役志々目昌史	19回	100%	14回	100%
監査役松波寛	19回	100%	14回	100%

(注) 取締役坪井鈴児氏は、平成27年6月26日開催の第168期定時株主総会において、新たに取締役に選任されているため、同日以降に開催された取締役会の回数に対して出席率を算出しております。

(b) 取締役会および監査役会における発言状況

- ・ 取締役松本伸也氏は、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、必要に応じ発言を行っております。
- ・ 取締役坪井鈴児氏は、物流業界における知識と経験を活かして、取締役会において、必要に応じ発言を行っております。
- ・ 監査役庄籠一允氏は、主に税理士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において、必要に応じ発言を行っております。
- ・ 監査役志々目昌史氏は、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において、必要に応じ発言を行っております。
- ・ 監査役松波寛氏は、金融関係の知識と経験を活かして、取締役会および監査役会において、必要に応じ発言を行っております。

④ 責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役ならびに社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項により、現行定款第31条第2項および第40条第2項において、社外取締役ならびに社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当該定款の規定に基づき、当社が社外取締役ならびに社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(a) 社外取締役との契約

社外取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

(b) 社外監査役との契約

社外監査役が善意でかつ重大な過失がない場合は、700万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

- |  |       |
|--|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額               | 42百万円 |
| ② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 42百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、当年度の監査計画の内容、監査予定日数、監査要員および従前事業年度の職務執行の状況ならびに業務の特性等、諸要素を勘案した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意をしております。

### (3) 非監査業務の概要

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会において、会計監査人が、会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当する場合は、会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、当社監査役会において、会計監査人について、その職務の遂行に関する公正性や適正性を確保することができないと判断する場合や、より適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合などには、会計監査人の解任または不再任の検討を行い、必要に応じて、会計監査人の解任または不再任に関する決定を行います。

(注) 平成27年5月1日付で「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が施行されたことに伴い、会計監査人の選任、解任、不再任に関する議案の内容の決定機関を、取締役会から監査役会に変更し、同年4月28日開催の当社監査役会において、本方針を新たに決議いたしました。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (6) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、澁澤(香港)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含みます。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含みます。)の規定によるものに限ります。)を受けております。

(7) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

平成27年12月22日付で金融庁が発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分の理由

- ・ 新日本有限責任監査法人は、(株)東芝の平成22年3月期、平成24年3月期および平成25年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・ 当該監査法人の運営が著しく不当と認められた。

## 6. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、平成27年5月12日および平成28年3月30日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」（取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制）を下記のとおり一部改訂することを決議しました。

なお、下線は改訂した部分を示しております。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）の役職員すべてが遵守すべき規範として、企業理念および経営の基本方針に基づき、「行動規範」を制定するとともに、コンプライアンス委員会（委員長：取締役社長）を設置し、コンプライアンスへの取組を強化しており、今後もすべての事業活動において企業の社会的責任を全うすべく取り組んでいきます。

コンプライアンス委員会は、定期的に会議を開催し、問題点の検討と解決策の討議を行うほか、次の活動を行います。

- i) 「行動規範」の管理と改訂の立案
- ii) 役職員のコンプライアンス意識の調査と意識向上のための活動
- iii) 法令等の遵守と倫理に関する教育訓練計画の立案・実施
- iv) 法令等の遵守と倫理に関する情報の収集およびリスクの想定
- v) 問題発生が予想される場合の関係者との協力による未然防止
- vi) 法的、倫理的緊急事態発生時の被害軽減措置と再発防止策の立案
- vii) 活動状況、決議事項および問題点の経営執行会議および取締役会への報告

法令等の遵守に関する相談や問題の通報を受け付ける窓口として、社内および社外に「ヘルプライン」を設置し、公益通報者保護法に対応いたします。

内部監査の担当部所として環境・品質管理室を設置しており、当社グループの内部監査を実施し、当社グループに重大な影響を与えると判断する事項について、賞罰委員会、コンプライアンス委員会に報告いたします。

企業経営および日常業務に関して、複数の法律事務所と顧問契約を締結し、法令および定款に適合することを確保するため必要に応じてアドバイスを受けます。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書規程」および「文書取扱要領」に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書で記録し、保存および管理します。取締役および監査役は、常時、これを閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務・法務・環境・品質等に関するリスクについては、それぞれ当社グループの対応部所において必要に応じて、社内規程・業務マニュアル・顧客対応マニュアル等を作成・配布し、研修を行います。

災害等に関するリスクについては、「危機管理計画書」に基づき、取締役社長を本部長とする危機管理対策本部が中心となって、平時には防災対策を実施し、発災後は事業の早期復旧を行います。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムにより取締役の職務の執行の効率化をはかります。

i) 「職務権限・責任規程」、「決裁手続規程」による重要事項の具体的判断基準の明確化

ii) 取締役（社外取締役を除く）、上級執行役員以上の執行役員、常勤監査役を構成員とする経営執行会議による重要事項の審議

iii) 当社グループの中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標の明確化

iv) 経営執行会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

v) 執行役員制度の導入による、取締役会の運営の効率化、意思決定の充実化、監督機能の強化

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役は、内部監査部門所属の職員に監査役監査に関して必要な事項を指示することができます。

なお、これ以外の補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、その要請に基づき、協議のうえ対応します。

⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の指示を受けた職員の人事異動については、監査役の意見を尊重します。

監査役より指示を受けた職員は、その指示に関して、取締役および所属長等の指揮命令を受けないものとします。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役および職員において、次に定める事項を速やかに当社の監査役に報告するよう取り決め、これを実施します。

i) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

ii) 毎月の経営状況に関する事項

iii) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項

iv) 重大な法令違反・定款違反

v) ヘルプラインによる通報状況および内容

vi) その他取締役および職員が重要と判断した事項

なお、当社の監査役へ報告を行った取締役および職員が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることを禁止します。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な会議に参加し意見を述べるとともに、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の状況、監査上の重要課題について意見交換し、併せて必要と判断される要請を行います。

監査役は、内部監査部門および会計監査人と、監査計画の策定および実施等において、定期的な打合せを行い、効率的な職務遂行をはかります。

なお、監査役が職務を執行するうえで必要となる費用について、当社に請求を行った場合は、監査役の職務の執行に必要なでないと明らかに認める場合を除き、これを支払うものとします。

⑨ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- i) 当社と当社子会社は、経営管理に関する協定を結び、業務の適正確保をはかります。
- ii) 当社の取締役（社外取締役を除く）、上級執行役員以上の執行役員、常勤監査役および各連結子会社の取締役社長は、連結経営会議を年2回開催し、経営の相乗効果を追求するために協議します。
- iii) 当社子会社各社の取締役社長は、関係会社報告会において、当社の取締役（社外取締役を除く）および常勤監査役に対し、業況について定期的に報告するとともに、当面の課題について協議します。
- iv) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、関連規程等の整備をはかるとともに適切に報告する体制を整備し、その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価をする仕組みを構築します。
- v) 当社グループの監査役は、定期的に協議を行い、業務の適正化を確保するため、連携をはかっております。
- vi) 当社グループは、共通の会計管理システムを導入し、業務の効率化をはかっております。

⑩ 反社会的勢力に対する対応方針

- i) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方  
当社グループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体に対しては一切の関係を遮断します。また、それらの活動を助長するようなことも行いません。
- ii) 反社会的勢力排除に向けた整備状況  
全役職員が遵法的、健全かつ倫理的な態度と行動をとるために遵守すべき事項を明示した「行動規範」において、反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断する旨を定めています。また、総務部を担当部所として、警察および(公社)警視庁管内特殊暴力防止対策連合会などの関係諸団体に加盟し、緊密に連携をとるとともに、当社グループ全体の横断的な組織として「渉外委員会」を設置しています。さらに、「反社会的勢力対応要領」、「渉外対応マニュアル」によって、迅速かつ組織的に対応できる体制を整備しています。

上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ・取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を適宜開催し、問題点の検討と解決策の討議を行い、重要事項を取締役に報告いたしました。
- ・取締役会等の議事録、決裁書等其他業務執行に関する文書について、「文書規程」および「文書取扱要領」に基づいて保存および管理しております。また、取締役および監査役が、当該文書を必要に応じて閲覧できるようにしております。
- ・社内規程により重要事項の具体的判断基準を明確化しており、経営執行会議において重要事項を審議し、効率的な意思決定をはかっております。また、当社グループの中期経営計画について、経営執行会議および取締役会において、月次業績のレビューを実施いたしました。
- ・監査役は、当社グループの役職員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、重要な会議に出席して意見を述べております。また、監査役は、内部監査部門および会計監査人と連携しながら定期的に会議を開催し、効果的な職務遂行をはかっております。監査役は、監査計画に基づき適切に監査を実施いたしました。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容ならびに企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社がニーズの多様化に対応した高品質なサービスを提供し、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、(i) 物流事業と不動産事業を両輪とするビジネスモデル、(ii) 物流事業における効率化ソリューションと不動産事業における資産有効活用のノウハウ、(iii) 健全な財務体質、(iv) 専門性を有する人材の育成と確保、(v) 取引先との信頼関係、および(vi) 創業以来の企業文化等が不可欠であり、物流事業と不動産事業の均衡がとれた発展が保障されなければなりません。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。また、買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

そこで、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、当社は必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取組の具体的な内容の概要

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組の概要

当社は、上記基本方針を実現するため、物流事業の収益力向上と成長力強化、不動産事業の安定的利益基盤の維持拡大により、創業120周年を迎える2016年度に、収益性と成長性で現状より一段高いレベルを達成し、「高い効率性と特色に富んだ物流企業」となることを目指し、4ヵ年の中期経営計画「Step Up 2016」を2013年度からスタートさせております。

事業戦略としては、(i) 物流センター一括受託業務の更なる拡大、(ii) 物流サービスの付加価値向上、(iii) 物流事業と不動産事業の融合による新たな付加価値の創造、(iv) 海外拠点の拡充と既存海外拠点の業域の拡大、(v) 不動産事業の収益性確保、(vi) 経営基盤の強化を、それぞれ掲げて、これらの実現に取り組んでおります。

また、当社は、当社事業の公共性をも踏まえ、当社事業の持続的成長を実現することを旨としており、その社会的使命と責任を果たすため、複数の社外取締役および複数の社外監査役による経営の監視機能を充実させることにより、コーポレート・ガバナンスの強化をはかっております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組の概要

当社は、平成25年5月21日開催の取締役会および平成25年6月27日開催の当社第166期定時株主総会の決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の内容を一部変更したうえで、これを更新いたしました（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきかを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的としています。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てます。本プランに従って、新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役および社外監査役のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することがあります。こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

### ③ 具体的取組に対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の事業活動方針およびコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様承認を得たうえで更新されたものであること、当社取締役会は一定の場合に、本プランの発動の是非等について株主の皆様意思を確認するとされていること、本プランの有効期間は約3年と定められたうえ、株主総会の決議によりいつでも廃止できるとされていることなどから株主の皆様意思を重視していること、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会の勧告を必ず経ることが必要とされていること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社事業の公共性をも踏まえ、当社事業の持続的成長を実現することを旨としており、そのため、長期的かつ安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化に努めております。配当については、業績および将来の見通しに配慮しながら安定的に実施することを基本としております。配当性向については、特殊要因を除く親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目安として、利益還元を努めてまいります。

また、当社は、中間期末日および期末日を基準とした年2回の配当を実施することを基本方針としております。配当の決定機関については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議による旨を当社定款に定めております。

なお、今期中間配当につきましては、取締役会において決議しており、同期末配当につきましては、株主の皆様のご意思を反映させるため、定時株主総会において決議することとしております。

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てとし、また、百分比につきましては、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額      | 科 目          | 金 額    |
|--------------|----------|--------------|--------|
| (資産の部)       |          | (負債の部)       |        |
| 流動資産         | 21,613   | 流動負債         | 18,674 |
| 現金及び預金       | 5,478    | 支払手形及び営業未払金  | 4,435  |
| 受取手形及び取引先未収金 | 10,284   | 短期借入金        | 11,370 |
| 有価証券         | 4,000    | リース債務        | 20     |
| 立替金          | 1,209    | 未払法人税等       | 224    |
| 繰延税金資産       | 232      | 預り金          | 144    |
| その他          | 413      | 賞与引当金        | 560    |
| 貸倒引当金        | △5       | その他          | 1,918  |
| 固定資産         | 69,771   | 固定負債         | 33,084 |
| 有形固定資産       | (53,488) | 社債           | 7,000  |
| 建物及び構築物      | 32,991   | 長期借入金        | 17,834 |
| 機械装置及び運搬具    | 1,172    | リース債務        | 59     |
| 土地           | 18,783   | 長期預り金        | 4,635  |
| リース資産        | 73       | 繰延税金負債       | 1,051  |
| その他          | 467      | 退職給付に係る負債    | 2,453  |
| 無形固定資産       | (1,682)  | その他          | 49     |
| 借地権          | 508      | 負債合計         | 51,758 |
| ソフトウェア       | 133      | (純資産の部)      |        |
| ソフトウェア仮勘定    | 978      | 株主資本         | 35,626 |
| その他          | 61       | 資本金          | 7,847  |
| 投資その他の資産     | (14,599) | 資本剰余金        | 5,670  |
| 投資有価証券       | 12,599   | 利益剰余金        | 22,132 |
| 長期貸付金        | 363      | 自己株式         | △23    |
| 差入保証金        | 992      | その他の包括利益累計額  | 3,055  |
| 繰延税金資産       | 411      | その他有価証券評価差額金 | 3,464  |
| その他          | 273      | 為替換算調整勘定     | △115   |
| 貸倒引当金        | △40      | 退職給付に係る調整累計額 | △292   |
| 繰延資産         | 20       | 非支配株主持分      | 964    |
| 社債発行費        | 20       | 純資産合計        | 39,646 |
| 資産合計         | 91,405   | 負債及び純資産合計    | 91,405 |

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額 |        |
|-----------------|-----|--------|
|                 | 内 訳 | 合 計    |
| 営業収益            |     | 56,762 |
| 営業原価            |     | 50,776 |
| 営業総利益           |     | 5,986  |
| 販売費及び一般管理費      |     | 3,215  |
| 営業利益            |     | 2,770  |
| 営業外収益           |     |        |
| 受取利息及び配当金       | 308 |        |
| その他の            | 166 | 474    |
| 営業外費用           |     |        |
| 支払利息            | 363 |        |
| 持分法による投資損失      | 67  |        |
| その他の            | 99  | 531    |
| 経常利益            |     | 2,714  |
| 特別利益            | —   | —      |
| 特別損失            | —   | —      |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 2,714  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 838 |        |
| 法人税等調整額         | 147 | 985    |
| 当期純利益           |     | 1,729  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |     | 47     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 1,681  |

招集し通知

事業報告

連結計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                           | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成27年4月1日 期首残高            | 7,847   | 5,663     | 21,058    | △22     | 34,547      |
| 連結会計年度中の変動額               |         |           |           |         |             |
| 剰余金の配当                    |         |           | △608      |         | △608        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |         |           | 1,681     |         | 1,681       |
| 自己株式の取得                   |         |           |           | △0      | △0          |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動      |         | 6         |           |         | 6           |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —       | 6         | 1,073     | △0      | 1,079       |
| 平成28年3月31日 期末残高           | 7,847   | 5,670     | 22,132    | △23     | 35,626      |

|                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |          |                  |                   | 非支配株主持分 | 純資産合計  |
|---------------------------|-----------------------|----------|------------------|-------------------|---------|--------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金      | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |         |        |
| 平成27年4月1日 期首残高            | 4,275                 | △42      | △107             | 4,125             | 958     | 39,631 |
| 連結会計年度中の変動額               |                       |          |                  |                   |         |        |
| 剰余金の配当                    |                       |          |                  |                   |         | △608   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |                       |          |                  |                   |         | 1,681  |
| 自己株式の取得                   |                       |          |                  |                   |         | △0     |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動      |                       |          |                  |                   | △18     | △12    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △811                  | △73      | △185             | △1,070            | 25      | △1,045 |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △811                  | △73      | △185             | △1,070            | 6       | 15     |
| 平成28年3月31日 期末残高           | 3,464                 | △115     | △292             | 3,055             | 964     | 39,646 |

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目      | 金 額      | 科 目          | 金 額    |
|----------|----------|--------------|--------|
| (資産の部)   |          | (負債の部)       |        |
| 流動資産     | 16,270   | 流動負債         | 14,281 |
| 現金及び預金   | 1,593    | 営業未払金        | 4,041  |
| 受取手形     | 1,196    | 短期借入金        | 8,156  |
| 取引先未収金   | 7,823    | リース負債        | 15     |
| 有価証券     | 4,000    | 未払金          | 335    |
| 貯蔵品      | 14       | 未払費用         | 208    |
| 立替金      | 1,167    | 未払法人税等       | 152    |
| 前払費用     | 258      | 前受金          | 708    |
| 繰延税金資産   | 187      | 預り金          | 74     |
| その他の資産   | 34       | 賞与引当金        | 415    |
| 貸倒引当金    | △4       | その他の負債       | 173    |
| 固定資産     | 66,003   | 固定負債         | 31,465 |
| 有形固定資産   | (48,969) | 社債           | 7,000  |
| 建物       | 30,959   | 長期借入金        | 17,130 |
| 構築物      | 473      | リース負債        | 45     |
| 機械装置     | 349      | 長期未払金        | 14     |
| 車両運搬具    | 6        | 長期預り金        | 4,547  |
| 器具備品     | 306      | 退職給付引当金      | 1,688  |
| 土地       | 16,704   | 環境対策引当金      | 34     |
| 建物       | 56       | 繰延税金負債       | 1,003  |
| 無形固定資産   | (1,651)  | 負債合計         | 45,746 |
| 借地権      | 508      | (純資産の部)      |        |
| 施設利用権    | 46       | 株主資本         | 33,216 |
| ソフトウェア   | 117      | 資本金          | 7,847  |
| ソフトウェア   | 978      | 資本剰余金        | 5,660  |
| 投資その他の資産 | (15,383) | 資本準備金        | 5,660  |
| 投資有価証券   | 10,362   | 利益剰余金        | 19,731 |
| 関係会社株    | 2,856    | その他利益剰余金     | 19,731 |
| 出資       | 1        | 特別償却積立金      | 26     |
| 関係会社出資   | 64       | 圧縮記帳積立金      | 872    |
| 長期貸付金    | 1,022    | 別途積立金        | 10,000 |
| 差入保証金    | 982      | 繰越利益剰余金      | 8,832  |
| 長期前払費用   | 34       | 自己株式         | △23    |
| その他の資産   | 89       | 評価・換算差額等     | 3,330  |
| 貸倒引当金    | △30      | その他有価証券評価差額金 | 3,330  |
| 繰延資産     | 20       | 純資産合計        | 36,547 |
| 社債発行費    | 20       | 負債及び純資産合計    | 82,294 |
| 資産合計     | 82,294   |              |        |

招集し通知

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                        | 金 額    |        |
|----------------------------|--------|--------|
|                            | 内 訳    | 合 計    |
| <b>営 業 収 益</b>             |        |        |
| 保 管 料                      | 5,118  |        |
| 荷 役 料                      | 5,114  |        |
| 荷 捌 料                      | 8,747  |        |
| 陸 上 運 送 料                  | 22,979 |        |
| 物 流 施 設 賃 貸 料              | 1,958  |        |
| 不 動 産 賃 貸 料                | 5,467  |        |
| そ の 他                      | 45     | 49,432 |
| <b>営 業 原 価</b>             |        |        |
| 作 業 費                      | 31,977 |        |
| 賃 借 料                      | 2,104  |        |
| 人 件 費                      | 2,082  |        |
| 減 価 償 却 費                  | 2,084  |        |
| そ の 他                      | 5,935  | 44,182 |
| <b>営 業 総 利 益</b>           |        | 5,249  |
| <b>販 売 費 及 び 一 般 管 理 費</b> |        | 2,847  |
| <b>営 業 利 益</b>             |        | 2,401  |
| <b>営 業 外 収 益</b>           |        |        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金          | 301    |        |
| そ の 他                      | 92     | 394    |
| <b>営 業 外 費 用</b>           |        |        |
| 支 払 利 息                    | 321    |        |
| そ の 他                      | 102    | 423    |
| <b>経 常 利 益</b>             |        | 2,372  |
| <b>特 別 利 益</b>             | -      | -      |
| <b>特 別 損 失</b>             | -      | -      |
| <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>     |        | 2,372  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税    | 707    |        |
| 法 人 税 等 調 整 額              | 139    | 847    |
| <b>当 期 純 利 益</b>           |        | 1,525  |

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |           |               |                 |           |               |               |
|-----------------------------|---------|-----------|---------------|-----------------|-----------|---------------|---------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金     |                 |           |               | 利 益 剰 余 金 合 計 |
|                             |         |           | 資 本 準 備 金     | そ の 他 利 益 剰 余 金 |           |               |               |
|                             |         |           | 特 別 償 却 積 立 金 | 圧 縮 記 帳 積 立 金   | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 |               |
| 平成27年4月1日 期首残高              | 7,847   | 5,660     | 35            | 851             | 10,000    | 7,927         | 18,814        |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |               |                 |           |               |               |
| 剰余金の配当                      |         |           |               |                 |           | △608          | △608          |
| 特別償却積立金の積立て                 |         |           | 0             |                 |           | △0            | －             |
| 特別償却積立金の取崩し                 |         |           | △8            |                 |           | 8             | －             |
| 圧縮記帳積立金の積立て                 |         |           |               | 21              |           | △21           | －             |
| 当期純利益                       |         |           |               |                 |           | 1,525         | 1,525         |
| 自己株式の取得                     |         |           |               |                 |           |               |               |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額（純額） |         |           |               |                 |           |               |               |
| 事業年度中の変動額合計                 | －       | －         | △8            | 21              | －         | 904           | 917           |
| 平成28年3月31日 期末残高             | 7,847   | 5,660     | 26            | 872             | 10,000    | 8,832         | 19,731        |

|                             | 株 主 資 本 |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|---------|-------------|-------------------------|-----------|
|                             | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 |           |
| 平成27年4月1日 期首残高              | △22     | 32,299      | 4,111                   | 36,411    |
| 事業年度中の変動額                   |         |             |                         |           |
| 剰余金の配当                      |         | △608        |                         | △608      |
| 特別償却積立金の積立て                 |         | －           |                         | －         |
| 特別償却積立金の取崩し                 |         | －           |                         | －         |
| 圧縮記帳積立金の積立て                 |         | －           |                         | －         |
| 当期純利益                       |         | 1,525       |                         | 1,525     |
| 自己株式の取得                     | △0      | △0          |                         | △0        |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額（純額） |         |             | △781                    | △781      |
| 事業年度中の変動額合計                 | △0      | 916         | △781                    | 135       |
| 平成28年3月31日 期末残高             | △23     | 33,216      | 3,330                   | 36,547    |

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月18日

澁澤倉庫株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井上 秀之 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 谷口 公一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、澁澤倉庫株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、澁澤倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月18日

澁澤倉庫株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井上 秀之 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 谷口 公一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、澁澤倉庫株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第169期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第169期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、協議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から業務の報告を受け、重要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は発見されていない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

澁澤倉庫株式会社 監査役会

常勤監査役 川上芳夫 ⑩  
 監査役 福島邦雄 ⑩  
 監査役 庄籠一允 ⑩  
 監査役 志々目昌史 ⑩  
 監査役 松波寛 ⑩

(注) 監査役庄籠一允、志々目昌史および松波寛の3氏は、社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、当社事業の公共性をも踏まえ、当社事業の持続的成長を実現することを旨としており、そのため、長期的かつ安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化に努めております。配当については、業績および将来の見通しに配慮しながら安定的に実施することを基本としております。配当性向については、特殊要因を除く親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目安として、利益還元を努めてまいります。

第169期期末配当につきましては、この基本方針に基づき、当期の業績と今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりとさせていただきます。存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき4円といたしたく存じます。

なお、この場合の配当総額は304,104,140円となります。

これにより、中間配当(1株につき4円)と合わせまして、年間配当は、当社普通株式1株につき8円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日といたしたく存じます。

## 第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役8名全員が任期満了となります。これに伴い、社外取締役2名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)              | 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況および候補者とした理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 笠原伸次<br>(昭和22年<br>4月23日生) | <p>昭和45年4月 当社入社<br/>平成15年6月 取締役神戸支店長<br/>平成17年4月 取締役大阪支店長<br/>平成18年6月 常務取締役ロジスティクス営業本部副本部長兼大阪支店長<br/>平成18年7月 常務取締役ロジスティクス営業本部副本部長（国内物流担当）兼関西支店長<br/>平成20年4月 常務取締役上席執行役員ロジスティクス営業本部長<br/>平成21年6月 取締役社長上席執行役員ロジスティクス営業本部長<br/>平成23年7月 取締役社長<br/>平成24年6月 取締役社長兼社長執行役員<br/>平成25年6月 取締役会長<br/>平成26年6月 取締役会長、全社業務総攬（現任）</p> <p>（候補者とした理由）<br/>笠原伸次氏は、港湾運送事業の経験が深く、神戸支店長、ロジスティクス営業本部長等を歴任しております。平成15年に取締役就任以来、物流営業部門を中心に当社の経営に長く携わり、平成21年から社長、平成25年から会長を務めており、経営者としての豊富な経験と経営全般に関する知見を有しているため、引き続き取締役の候補者といたしました。</p> | 56,000株        |

招集し通知

事業報告

連結計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況および候補者とした理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2         | さいとう ひでかず<br>齋藤 秀一<br>(昭和21年<br>7月13日生)  | <p>昭和44年4月 当社入社</p> <p>平成16年6月 取締役管理本部総合企画部長</p> <p>平成18年6月 常務取締役管理本部副本部長兼総合企画部長</p> <p>平成20年4月 常務取締役上席執行役員管理本部長</p> <p>平成21年6月 取締役副社長上席執行役員管理本部長兼コンプライアンス・内部統制・不動産事業担当</p> <p>平成23年7月 取締役副社長、社長補佐、不動産事業・管理部門管掌、コンプライアンス・内部統制担当</p> <p>平成24年6月 取締役副社長兼副社長執行役員、社長補佐、不動産事業・管理部門管掌、コンプライアンス・内部統制担当</p> <p>平成25年6月 取締役副会長、不動産事業管掌</p> <p>平成26年6月 取締役副会長、ガバナンス関連事項担当（現任）</p> <p>（候補者とした理由）</p> <p>齋藤秀一氏は、国際輸送事業に長く携わったのち、営業企画・経営企画部門での勤務を経て、平成16年に取締役就任以来、管理部門を中心に当社の経営に長く携わり、平成21年から副社長、平成25年から副会長として、ガバナンス関連事項を担当するなど、経営者としての豊富な経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役の候補者といたしました。</p> | 39,000株        |
| 3         | いま い けい いち<br>今井 恵一<br>(昭和25年<br>9月17日生) | <p>昭和48年4月 当社入社</p> <p>平成21年6月 取締役上席執行役員東京支店長</p> <p>平成23年6月 常務取締役上席執行役員東京支店長</p> <p>平成23年7月 常務取締役上席執行役員ロジスティクス営業本部長兼広域営業部長</p> <p>平成24年6月 取締役兼常務執行役員ロジスティクス営業本部長兼広域営業部長</p> <p>平成25年6月 取締役社長兼社長執行役員ロジスティクス営業本部長</p> <p>平成26年6月 取締役社長兼社長執行役員、経営統括・物流営業部門管掌</p> <p>平成27年6月 取締役社長兼社長執行役員（現任）</p> <p>（候補者とした理由）</p> <p>今井恵一氏は、倉庫および陸上運送事業の経験が深く、陸運部長、中央営業部長、東京支店長、ロジスティクス営業本部長等を歴任しております。平成21年に取締役就任以来、物流営業部門を中心に当社の経営に携わり、平成25年から社長を務めており、経営者としての豊富な経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役の候補者といたしました。</p>                                                                            | 36,000株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況および候補者とした理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4     | かし 柏 原 治 樹<br>(昭和28年<br>2月17日生) | <p>平成16年4月 ㈱みずほ銀行執行役員丸之内支店長</p> <p>平成17年6月 みずほ信用保証㈱代表取締役社長</p> <p>平成20年6月 当社ロジスティクス営業本部顧問</p> <p>平成20年10月 執行役員ロジスティクス営業本部本部長補佐営業開発担当</p> <p>平成21年6月 常務取締役上席執行役員ロジスティクス営業本部副本部長（東日本担当）兼開発営業担当</p> <p>平成22年4月 常務取締役上席執行役員ロジスティクス営業本部副本部長（国内担当）兼広域営業部長</p> <p>平成23年7月 常務取締役上席執行役員管理本部長</p> <p>平成24年6月 取締役兼常務執行役員管理本部長</p> <p>平成25年6月 取締役兼常務執行役員管理本部長、コンプライアンス・内部統制担当</p> <p>平成26年6月 取締役兼常務執行役員、不動産営業・管理部門管掌、コンプライアンス・内部統制担当</p> <p>平成27年6月 取締役兼専務執行役員、不動産営業・管理部門管掌、コンプライアンス・内部統制担当（現任）</p> <p>（候補者とした理由）</p> <p>柏原治樹氏は、金融機関の執行役員として支店長を経験し、子会社の信用保証会社の社長を務めたのち、平成21年に当社取締役就任以来、広域営業部長、管理本部長を経て、不動産営業・管理部門管掌、コンプライアンス・内部統制を担当しており、経営者としての豊富な経験と経営全般に関する幅広い知見を有していることから、引き続き取締役の候補者といたしました。</p> | 28,000株        |
| 5     | ま 眞 鍋 雅 信<br>(昭和29年<br>8月26日生)  | <p>昭和54年4月 当社入社</p> <p>平成20年4月 管理本部経理部長</p> <p>平成21年4月 執行役員管理本部経理部長</p> <p>平成22年6月 取締役上席執行役員管理本部副本部長兼経理部長</p> <p>平成23年10月 取締役上席執行役員大阪支店長</p> <p>平成24年6月 取締役兼常務執行役員大阪支店長（現任）</p> <p>（候補者とした理由）</p> <p>眞鍋雅信氏は、営業・管理両部門における幅広い勤務経験を有し、取締役経理部長を経て、平成23年から取締役大阪支店長を務めており、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、引き続き取締役の候補者といたしました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 24,000株        |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                              | 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況および候補者とした理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6          | おお すみ たけし<br>大 隅 毅<br>(昭和39年<br>8月22日生)    | 昭和62年4月 当社入社<br>平成21年7月 ロジスティクス営業本部東日本営業部長<br>平成23年7月 管理本部総合企画部長<br>平成24年4月 執行役員管理本部総合企画部長<br>平成25年6月 上級執行役員管理本部総合企画部長<br>平成26年10月 上級執行役員営業開発部長兼総合企画部長<br>平成27年6月 取締役兼常務執行役員、物流営業部門管掌（現任）<br><br>(候補者とした理由)<br>大隅毅氏は、国内外の物流実務における豊富な経験を活かし、東日本営業部長を務めたのち、総合企画部長として当社グループの経営企画業務全般に携わり、現在は取締役として、物流営業部門全般を管掌しており、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、引き続き取締役の候補者といたしました。          | 8,000株         |
| 7          | まつ もと しん や<br>松 本 伸 也<br>(昭和34年<br>8月12日生) | 昭和62年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属）<br>昭和62年4月 丸の内総合法律事務所入所<br>平成8年7月 丸の内総合法律事務所パートナー<br>平成13年6月 ㈱インプレス（現・㈱インプレスホールディングス）社外監査役（現任）<br>平成17年9月 ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人監督役員<br>平成19年6月 当社取締役（現任）<br>平成23年10月 丸の内総合法律事務所パートナー代表弁護士（現任）<br>平成25年6月 大平洋金属㈱社外取締役（現任）<br><br>(候補者とした理由)<br>松本伸也氏は、弁護士として多くの企業の法律問題に携わっており、より透明性・健全性の高い経営体制の確立等に十分な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役の候補者といたしました。 | 3,000株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況および候補者とした理由                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 8     | つぼ い れい じ<br>坪 井 鈴 児<br>(昭和25年<br>9月30日生) | 昭和49年4月 川崎汽船(株)入社<br>平成16年3月 同社電力炭グループ長<br>平成18年6月 (株)リンコーコーポレーション取締役東京支社営業部長<br>平成20年6月 同社常務取締役東京支社長<br>平成22年6月 同社代表取締役社長<br>平成27年6月 同社特別顧問(現任)<br>平成27年6月 当社取締役(現任)<br><br>(候補者とした理由)<br>坪井鈴児氏は、物流会社の経営に長年携わっており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かしていることから、引き続き社外取締役の候補者となりました。 | 3,000株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
2. 松本伸也および坪井鈴児の両氏は、社外取締役の候補者であります。  
なお、当社は松本伸也および坪井鈴児の両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
3. 松本伸也および坪井鈴児の両氏は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」に規定する独立委員会委員であります。  
4. 社外取締役としての適格性があると判断した理由  
松本伸也氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士実務を通じて培われた豊富な経験があり、コンプライアンス強化を中心とした企業統治に関する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。  
5. 松本伸也氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で9年、坪井鈴児氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で1年となります。  
6. 責任限定契約について  
当社と松本伸也および坪井鈴児の両氏の間では、責任限定契約を締結しております。両氏が再選された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。  
その契約の内容の概要は以下のとおりであります。  
社外取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

監査報告

株主総会参考書類

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役川上芳夫、福嶋邦雄および庄籠一允の3氏は、それぞれ本総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴い、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)              | 略歴、地位、重要な兼職の状況および候補者とした理由                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 川上芳夫<br>(昭和26年<br>3月28日生) | 昭和44年4月 当社入社<br>平成18年7月 管理本部総務部長<br>平成20年4月 執行役員管理本部総務部長<br>平成21年4月 執行役員環境・品質管理室長<br>平成22年6月 常勤監査役（現任）<br><br>(候補者とした理由)<br>川上芳夫氏は、総務部門での勤務経験が長く、総務部長、環境・品質管理室長（内部監査部門）を経験し、当社グループについて熟知しており、その豊富な知識と経験に基づき当社の経営全般の監査を行っていることから、引き続き監査役の候補者といたしました。 | 16,000株        |
| 2     | 福嶋邦雄<br>(昭和25年<br>10月8日生) | 昭和48年4月 当社入社<br>平成17年4月 ロジスティクス営業本部営業推進部長<br>平成22年6月 環境・品質管理室長<br>平成24年6月 監査役（現任）<br><br>(候補者とした理由)<br>福嶋邦雄氏は、海外勤務を含む国際輸送部門での勤務経験を経て、営業推進部長、環境・品質管理室長（内部監査部門）を経験しており、その豊富な知識と経験に基づき当社の経営全般の監査を行っていることから、引き続き監査役の候補者といたしました。                         | 6,000株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位、重要な兼職の状況および候補者とした理由                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | 庄籠一允<br>(昭和14年7月19日生) | 昭和34年4月 熊本国税局入局<br>平成9年7月 東京国税局調査第四部長<br>平成10年7月 東京国税局退局<br>平成10年8月 庄籠税理士事務所を開設し、現在に至る<br>平成13年6月 ㈱アドヴァン社外監査役<br>平成16年6月 当社監査役(現任)<br>平成27年3月 ㈱ジェクシーD社外監査役<br><br>(候補者とした理由)<br>庄籠一允氏は、税理士としての税務・会計に関する専門的な知識と実務経験を活かし、当社の経営全般の監査に役立っていることから、引き続き社外監査役の候補者といたしました。 | 1,000株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 庄籠一允氏は、社外監査役の候補者であります。  
なお、当社は庄籠一允氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 庄籠一允氏は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」に規定する独立委員会委員であります。
4. 社外監査役としての適格性があると判断した理由  
庄籠一允氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、税務関係の実務を通じて培われた豊富な経験があり、コンプライアンス強化を中心とした企業統治に関する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
5. 庄籠一允氏が社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で12年となります。
6. 責任限定契約について  
当社と庄籠一允氏の間では、責任限定契約を締結しております。同氏が再選された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。  
その契約の内容の概要は以下のとおりであります。  
社外監査役が善意でかつ重大な過失がない場合は、700万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

#### 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成25年6月27日開催の当社第166期定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）について株主の皆様のご承認をいただきましたが、旧プランの有効期間は、本総会の終結の時までとされておりまして、

当社は、旧プランの有効期間の満了に先立ち、平成28年5月24日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を一部変更するとともに、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組として、旧プランの内容を一部変更したうえで更新すること（以下「本更新」といい、変更後のプランを「本プラン」といいます。）を決議いたしました。

つきましては、当社定款第11条の規定に基づき、下記2.「提案の内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本更新に際しては、形式的な文言の修正を行っておりますが、その基本的な内容は旧プランと同一であります。

#### 記

##### 1. 提案の理由

###### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容ならびに企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社がニーズの多様化に対応した高品質なサービスを提供し、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、①物流事業と不動産事業を両輪とするビジネスモデル、②物流事業における効率化ソリューションと不動産事業における資産有効活用のノウハウ、③健全な財務体質、④専門性を有する人材の育成と確保、⑤取引先との信頼関係、および⑥創業以来の企業文化等が不可欠であり、物流事業と不動産事業の均衡がとれた発展が保障されなければなりません。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。また、買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がある、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

そこで、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、当社は必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保をはかる必要があると考えております。

(2) 本プランの目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としており、基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的としています。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量取得を行う旨の具体的な提案を受けている事実はありません。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てます。

本プランに従って、新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役および社外監査役のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

## (2) 本プランの発動に係る手続

### (a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①もしくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）(注1)（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

① 当社が発行者である株券等(注2)について、保有者(注3)の株券等保有割合(注4)が20%以上となる買付その他の取得

② 当社が発行者である株券等(注5)について、公開買付(注6)を行う者の株券等所有割合(注7)およびその特別関係者(注8)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間に、買付等を行ってはならないものとします。

### (b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言（条件または留保等が付されていないものとします。）等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名または記名押印のなされたもの）および当該署名または押印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書および下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社または独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の書式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、独立委員会規則の概要（注9）、本更新時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。当社取締役会および独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等およびそのグループ会社（共同保有者（注10）、特別関係者および買付者等を被支配法人等（注11）とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、事業内容、資本構成、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無および内容、当該買付者等による買付等と同種の取引の経験およびその結果等を含みます。）（注12）
- ② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の対価の価額およびその算定根拠
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意、および買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 買付等に関して第三者との間における意思連絡の有無またはその内容
- ⑦ 買付等の後の当社および当社グループ会社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑧ 当社の株主の皆様（買付者等を除きます。）、お客様、取引先、当社の従業員その他当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑩ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑪ その他独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

招集通知

事業報告

連結計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および当社取締役会または独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために当社取締役会に対しても、適宜回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）を定めたうえ（原則として60日を上限とします。）、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等および（上記①に従い）当社取締役会から情報等（追加的に提供を要求したものも含まれます。）を受領してから原則として最長60日間が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下、かかる独立委員会による情報収集および検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。）。独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に合理的に必要な場合には、30日を上限として、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、上記の手続を踏まえ、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合、引き続き買付者等と情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対し、新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下、かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することを勧告できるものとします。なお、独立委員会は、ある買付等について発動事由のうち発動事由2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、あらかじめ当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、(イ)当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または(ロ)当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合のいずれかに該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日前までは本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては、本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

他方、独立委員会は、買付等について、発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとします。ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合に、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することができるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。ただし、下記(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(Ⅰ)上記(e)に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際し株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、もしくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、または(Ⅱ)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえ、善管注意義務に照らし、株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用法令または㈱東京証券取引所の諸規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実ならびに独立委員会検討期間の延長が行われた事実または延長の期間・理由を含みます。）または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

発動事由 1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり(買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。)、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由 2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ① 株券等を買占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社および当社グループ会社の重要な資産等を廉価に取得する等当社および当社グループ会社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社および当社グループ会社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社および当社グループ会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。)等株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の対価その他の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性または買付等の後における当社の他の株主の皆様等の利害関係者に対する方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠なお客様、取引先、当社の従業員等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として1ヵ月間から6ヵ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者（注13）、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者（注14）、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者（注15）（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外的事由（注16）が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

なお、当社は、非適格者から金銭を対価として本新株予約権を取得することは予定しておりません。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本更新の手続

本更新にあたっては、当社定款第11条の規定に基づき、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項について決定する権限を当社取締役会に委任することについて、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

(6) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、(株)東京証券取引所の規程等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主の皆様の不利益を与えない場合等、本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更することができるものとします。

当社は、本プランの廃止、修正または変更がなされた場合には、当該廃止、修正または変更の事実および(修正・変更の場合には)修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成28年5月24日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(8) その他の事項

本プランの細目については、当社取締役会において定めることができるものとします。

(注1) 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

(注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

(注9) 「独立委員会規則」の概要は以下のとおりです。

- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合(ただし、再任された場合を除く。 )には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得、本新株予約権の無償割当ての実施その他買付者等の買付等に関する株主意思の確認、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う(ただし、株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主総会の決議に従う。 )。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむをえない事由があるときは、独立委員会の委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

(注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。 )。本議案において同じとします。

(注11) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

(注12) 買付者等がファンドの場合は、各組員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

(注13) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。 )をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

- (注14) 原則として、公開買付によって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注15) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- (注16) 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回または爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（ただし、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合または(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件および手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

以 上

招集通知

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 独立委員会委員略歴

本プランの更新が本総会にて承認された後の独立委員会委員は、以下の4名であります。

松 本 伸 也 (まつもと しんや)

## 【略 歴】

昭和34年生

昭和62年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属）

昭和62年4月 丸の内総合法律事務所入所

平成8年7月 丸の内総合法律事務所パートナー

平成13年6月 ㈱インプレス（現・㈱インプレスホールディングス）社外監査役（現任）

平成17年9月 ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人監督役員

平成19年6月 当社取締役（現任）

平成23年10月 丸の内総合法律事務所パートナー代表弁護士（現任）

平成25年6月 大太平洋金属㈱社外取締役（現任）

※ 松本伸也氏は、社外取締役の候補者であり、本総会において再選された場合には、社外取締役に就任する予定です。同氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありません。  
当社は、松本伸也氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

坪 井 鈴 兒 (つばい れいじ)

## 【略 歴】

昭和25年生

昭和49年4月 川崎汽船㈱入社

平成16年3月 同社電力炭グループ長

平成18年6月 ㈱リンコーコーポレーション取締役東京支社営業部長

平成20年6月 同社常務取締役東京支社長

平成22年6月 同社代表取締役社長

平成27年6月 同社特別顧問（現任）

平成27年6月 当社取締役（現任）

※ 坪井鈴兒氏は、社外取締役の候補者であり、本総会において再選された場合には、社外取締役に就任する予定です。同氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありません。  
当社は、坪井鈴兒氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

庄 籠 一 允 (しょうごもり ひとみつ)

【略 歴】

昭和14年生  
昭和34年4月 熊本国税局入局  
平成9年7月 東京国税局調査第四部長  
平成10年7月 東京国税局退局  
平成10年8月 庄籠税理士事務所を開設し、現在に至る  
平成13年6月 (株)アドヴァン社外監査役  
平成16年6月 当社監査役(現任)  
平成27年3月 (株)ジェクシード社外監査役

※ 庄籠一允氏は、社外監査役の候補者であり、本総会において再選された場合には、社外監査役に就任する予定です。同氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありません。  
当社は、庄籠一允氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

志々目 昌 史 (ししめ まさし)

【略 歴】

昭和30年生  
昭和61年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会所属)  
昭和61年4月 加嶋法律事務所入所  
平成9年10月 志々目法律事務所を開設し、現在に至る  
平成18年6月 (株)横河ブリッジ(現・(株)横河ブリッジホールディングス)社外監査役(現任)  
平成23年6月 当社監査役(現任)

※ 志々目昌史氏は、社外監査役です。同氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありません。  
当社は、志々目昌史氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

以 上

招 集 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類







# 株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号  
東京証券会館8階ホール



- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| 東京メトロ 東西線・日比谷線 | 茅場町駅 (8番出口直結)      |
| 東京メトロ 銀座線・東西線  | 日本橋駅 (B10出口より徒歩6分) |
| 都営地下鉄 浅草線      | 日本橋駅 (D2出口より徒歩4分)  |